

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!



(着用時
5つのポイント)

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

CONTENTS

- 「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言を公表します。 P1~2
- この様なトラブルで困ったことはありませんか?? P3~6
- トラックGメンによる「集中監視月間」(令和5年 11月・12月)の取組結果 P7
— 貨物自動車運送事業法に基づく初の「勧告」を実施 —
- 労務管理のアドバイス 無料で! 受けてみませんか? P8
- 令和5年10月1日より車輪脱落に係る行政処分基準を強化! P9~10
- 令和6年4月改正版 改善基準告示のポイント P11

公益社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6
TEL 0743-23-1200(代) FAX 0743-23-1212



「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年12月15日
物流・自動車局貨物流通事業課

「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言を公表します。

国土交通省では、本年8月より、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」を計3回開催し、「標準的な運賃」及び「標準運送約款」について、見直しに向けて学識者の皆様を交え、議論を行いました。今般、本検討会の提言を作成・公表いたしましたので、お知らせいたします。

検討会での議論を踏まえ、**①荷主等への適正な転嫁**、**②多重下請構造の是正等**、**③多様な運賃・料金設定等**の提言を取りまとめ。

1. 「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」提言の概要（別添参照）

① 荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引き上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ
- 原価のうちの燃料費を120円に変更し、燃料サーチャージも120円を基準価格に設定

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 待機時間料に加え、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算
- 標準運送約款において、運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を収受する旨を明記

② 多重下請構造の是正等

- 「下請け手数料」を設定
- 荷主、運送事業者双方が運賃・料金等を記載した電子書面を交付することを明記

③ 多様な運賃・料金設定等

- 共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定
- リードタイムが短い運送の際の「速達割増」や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定

等

2. 今後のスケジュール

検討会における議論や提言を踏まえて、令和6年1月以降、「標準的な運賃」については運輸審議会への諮問、「標準運送約款」についてはパブリックコメントを経て、改正。

【連絡先】 物流・自動車局貨物流通事業課 運崎 宮屋敷 武藤（内線 41333）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8575

の提言を公表します。

「標準的運賃」及び「標準運送約款」の見直しについて

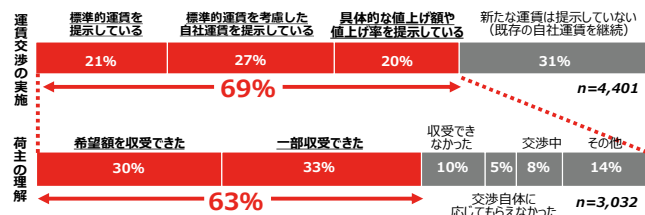


別添

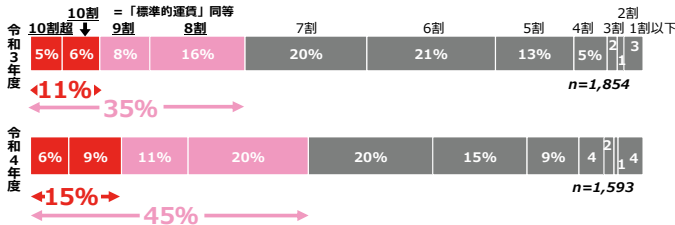
- トラック事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的運賃」制度を創設（令和2年4月告示）。
- 実運送事業者に正当な対価が支払われるよう、令和5年中に所要の見直しを図るため、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」(※)を設置し、論点整理と方向性について議論を実施。
(※) 行政機関（国土交通省、経済産業省、農林水産省等）、学識経験者、荷主団体、物流事業者団体等

「標準的運賃」の活用状況

＜標準的運賃に係る実態調査結果（令和4年度）の概要＞



＜「標準的運賃」と契約額の乖離状況＞



見直しの方向性

- 「標準的運賃」について、以下の見直しを行う。
 - ・ 燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、**運賃水準の引上げ幅を提示**
 - ・ 荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について、**標準的な水準を設定**
 - ・ 下請けに発注する際の手数料の設定 等
- 併せて、「標準運送約款」について、**契約条件の明確化等**の見直しを行う。

見直しに向けたスケジュール

- 令和5年 8月30日 第1回検討会（論点整理）
 10月27日 第2回検討会（提言素案の整理）
12月7日 第3回検討会（提言取りまとめ）
- ⇒令和6年1月以降、運輸審議会への諮問等を経て、「標準的運賃」及び「標準運送約款」を改正

「標準的運賃」及び「標準運送約款」の見直しのポイント



国土交通省

- 検討会での議論を踏まえ、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等の提言をとりまとめ（令和5年12月15日）

1. 荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの燃料費を120円に変更し、燃料サーチャージも120円を基準価格に設定【運賃】

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 現行の待機時間料に加え、公共工事設計労務単価表を参考に、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算【運賃】

待機時間料	1,760円
積込料・取卸料	機械荷役の場合 2,180円 手荷役の場合 2,100円

※金額はいずれも中型車（4tクラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、荷主から対価を収受する旨を明記【約款】
- 「有料道路利用料」を個別に明記するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

2. 多重下請構造の是正等

＜「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等＞

- 「下請け手数料」（運賃の10%を別に収受）を設定【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

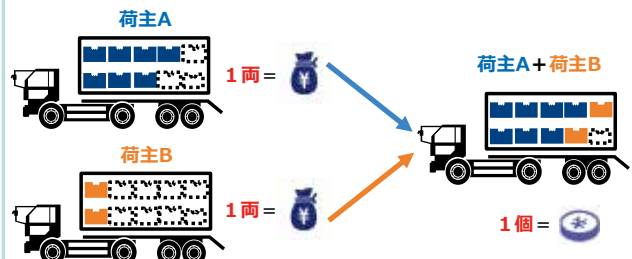
＜契約条件の明確化＞

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面**（運送申込書／引受書）を交付することを明記【約款】

3. 多様な運賃・料金設定等

＜「個建運賃」の設定等＞

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

＜その他＞

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増を追加**【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能**とする【約款】

このようなトラブルで困ったことはありませんか??

原材料価格の高騰が明らかなのに、一方的に代金を据え置かれた!



値上げの話は受け
ないよ。



指定された原料
なのに...

発注を受けるときはいつも口頭!



今回は○月○日ま
でに納めてね。代
金は○円だから。



書面でもらえないから
いつも後でトラブルにな
るんだよな..

発注を
取り消された!



お客様の都合で、この前
頼んだ仕事はキャンセル
するから。だからお金も
支払わないよ。



もう材料を買っ
ちゃいましたよ~

代金を支払日に
払ってもらえな
かった!



社内検査が終わって
ないから、まだ代金は
支払えないよ。

今日が支払日なのに..



下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、下請取引を適正化し、下請事業者の利益を守るための法律です。親事業者は、以下の禁止行為を行った場合には、たとえ下請事業者の了解を得ているとしても、下請法に違反することになります。

買ったとき

親事業者は、下請代金を決定するときに、市価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。買ったときに当たるかどうかを判断する主なポイントは、①市価に比べて著しく低いかどうかという価格水準、②不当に定められていないかどうかという下請代金の額の決定方法の2つです。

発注書面を交付する義務

「言った、言わない」によるトラブルを防止するため、親事業者は、下請取引において発注の都度、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の取引内容を記載した発注書面を下請事業者に対して直ちに交付することが義務付けられています。違反すると50万円以下の罰金が科されます。

受領拒否、不当な給付内容の変更及びやり直し

親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。また、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消すことや、やり直しをさせてはいけません。

下請代金の支払遅延

親事業者は、支払期日までに、下請代金を支払わなければなりません。

支払期日を定める義務

親事業者は、納入された物品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定める義務があります。支払期日が定められていないときは、親事業者が物品等を受領した日が支払期日となります。

遅延利息を支払う義務

親事業者は、製品や商品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日を経過した日から、年率14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。

（問題となる事例）

- 親事業者が、社内検査や社内の事務処理の遅延を理由に支払期日に下請代金を支払わない（下請事業者からの請求書の提出遅れによる場合も含まれます。）。
- 親事業者の支払制度が月末納品締翌々月末払いとなっている。

こんな場合も下請法上問題になります！

注文を受けた後に値引きされた!



発注した代金から5%引いたからね。



えっ? 約束の金額と違いますよ~



長すぎるサイトの手形を渡された!



手形のサイトは130日だからね。



130日は長すぎますよ~



納品したものを返品された!



在庫がいっぱいになったから返品するよ。



返品されても他に使い道がありませんよ~



指定された商品やサービスを押し売りされた!



うちの取引先の商品を買ってよ!

この前買ったばかりでいらぬのにな~



納品する製品の代金をもらう前に材料費を支払わされた!



材料はこれを使ってね。先払いだからね。



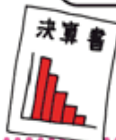
製品の代金をもらう前に支払うんですか?



協賛金を支払わされた!



うちも決算苦しいから、〇〇円協力してくれないかな。



おたくの決算はうちと関係ないのに~



下請代金の減額

親事業者は、下請事業者に責任がある場合を除き、発注時に定められた下請代金の額から代金を差し引いてはいけません。代金を差し引く名目、方法、金額の多少、また、下請事業者との合意の有無を問いません。

(問題となる事例)

- 親事業者が、出精値引きと称して一方的に下請代金から差し引いた。
- 親事業者が既に発注した取引まで遡って、引き下げた新単価を適用した。
- 書面による合意がないにもかかわらず、親事業者は、銀行への振込手数料を下請代金から一方的に差し引いた。
- 親事業者が、消費税相当額を支払わなかった。

割引困難な手形の交付

下請代金の支払は原則現金払いですが、手形による支払も認められています。手形による支払の場合は、そのサイトは繊維業の取引で90日以内、その他の業種の取引で120日以内でなければなりません。

返品

親事業者は、物品に瑕疵があるなど下請事業者に責任がある場合を除いて、一旦受け取った物品を返品することはできません。また、親事業者が受入検査をしていない場合も、返品することはできません。

購入・利用強制

親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者に対して強制してはいけません。

早期決済

親事業者が下請事業者に購入させた原材料等を利用して、下請事業者が物品等を製造している場合は、納品したその物品等の下請代金の支払期日より前に、原材料等の代金を決済してはいけません。

不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は自社のために、下請事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることはできません。

トラックGメンによる「集中監視月間」(令和5年11月・12月)の取組結果

トラックGメンによる「集中監視月間」(令和5年11月・12月)の取組結果 — 貨物自動車運送事業法に基づく初の「勧告」を実施 —

- 国土交通省では、令和5年11月・12月をトラックGメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主や元請事業者に対する監視を抜本強化し、**164件の「要請」と47件の「働きかけ」**を実施しました。(別紙1参照)
 - 加えて、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対し、**初めて2件の「勧告」**を実施しました。(別紙2参照)
 - 「集中監視月間」終了後も、**悪質な荷主等への監視を徹底**するとともに、**今般「勧告」「要請」等の対象となった荷主等**については、トラックGメンによるフォローアップを継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め、厳正に対処**します。
- **トラック事業者への全数調査**や、**トラックGメンによる関係省庁と連携したヒアリング**等により入手した情報に基づき、悪質な荷主や元請事業者等に対し、**164件の「要請」(荷主82件・元請事業者77件・その他5件)**及び**47件の「働きかけ」(荷主26件・元請事業者19件・その他2件)**を実施し、違反原因行為の早急な是正を促しました。「要請」等の月当たりの平均実施件数は、**106.5件**(うち「要請」82件、「働きかけ」23.5件)となり、**トラックGメン発足前の1.8件から大幅に増加**しています(別紙1参照)。
 - さらに、既に「要請」を実施した荷主等のうち、**依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた者(荷主1社、元請事業者1社)**については、当該荷主等が、**要請後もなお違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認め**、当該荷主等に対し、違反原因行為をしないよう「**勧告**」し、その旨を「**公表**」しました(別紙2参照)。
 - なお、今回「勧告」「要請」等の対象となった荷主等に対しては、**違反原因行為の早急な是正**を促すとともに、**改善計画の提出**を指示しました。今後の取組状況等については、**トラックGメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップ**を行い、「**要請**」後も**なお改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認めるときは**、当該荷主等に対し、「**勧告・公表**」を含む**厳正な対応**を実施してまいります。

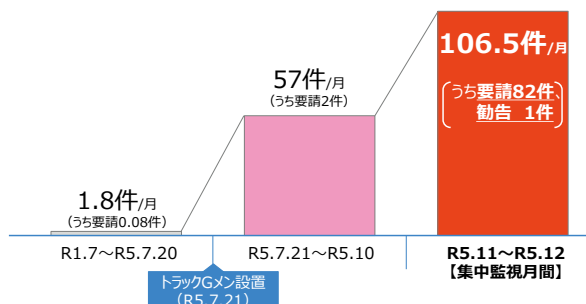
【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課
トラック荷主特別対策室 溝江、渋谷、松倉
代表 03-5253-8111 (内線 41353、41334)
直通 03-5253-8575

(別紙1) トラックGメンによる「集中監視月間」(令和5年11月・12月)の取組結果 国土交通省

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月)に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置(令和5年7月)。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「**働きかけ**」や「**要請**」を実施。
- **令和5年11月・12月**を「集中監視月間」と位置づけて取組を強化し、過去に要請を受けたにもかかわらず、**依然として違反原因行為**をしている疑いのある荷主等に対し、**初めての「勧告」(2件)**を実施(令和6年1月26日)したほか、「**働きかけ**」「**要請**」による**是正指導を徹底**。

トラックGメンの活動実績

<月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



「集中監視月間」の取組

集中監視月間における実績

- **勧告： 2件【初】**(荷主1、元請1件)
 - **要請： 164件**(荷主82、元請77、その他5)
 - **働きかけ： 47件**(荷主26、元請19、その他2)
- ⇒ 計213件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (62%)
- 運賃・料金の不当な据置き (14%)
- 契約になかった附帯業務 (13%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運行の要求 (3%)
- 異常気象時の運行指示 (1%)

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等については**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施**も含め**厳正に対処**。

労務管理のアドバイス 受けてみませんか？

無料で!



自動車運転の業務について、これまで適用猶予されていた時間外労働の上限規制が、令和6年4月1日から適用されます。それに伴い、改善基準告示も令和4年12月に改正、令和6年4月に適用が開始され、今後ますます労務管理が重要となっていきます。

奈良労働局では、労務管理についてのお悩みを解消するため、社会保険労務士である労働時間管理適正化指導員を無料で派遣いたします。

下記に必要事項をご記入の上、メール等にてお申し込みください。折り返し担当よりご連絡いたします。

下記に一つでもお心当たりのある事業主の皆様、ぜひお申し込みください!!

- 労働時間の上限規制について詳しく知りたい
- 改善基準告示の改正内容をいち早く知りたい
- 一部の従業員が年次有給休暇を年に5日以上取れてない
- その他、労務管理でお悩みの方



個別訪問 利用申込書

事業場名	(支店、営業所等の名称まで記入して下さい)		
代表者職氏名		記入担当者	
所在地・電話	電話() - / FAX() -		
訪問希望日	第1希望	月	日 (午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)
	第2希望	月	日 (午前希望/午後希望/どちらでも調整可能)
お悩み事など			

※相談時間帯は、月曜日から金曜日の10時～15時頃の間で1時間程度とさせていただきます。

※「労働時間管理適正化指導員」とは、主に長時間労働対策に関する助言・指導等を行う非常勤の国家公務員です。事業場の労務管理に関するご相談に応じます。

申込先：奈良労働局 労働基準部 監督課 E-mail：kantokuka-narakyoku@mhlw.go.jp
TEL：0742-32-0204

令和5年10月1日より

更なる車輪脱落事故防止対策として、
**自動車運送事業者
及び整備管理者に対する
行政処分を強化!**



**整備管理者の解任命令に
大型車の車輪脱落事故を追加**

車両総重量8t以上のトラックで、ホイール・ナットの脱落などの**車輪脱落事故**を起こすと、
行政処分等により**車両の使用停止**になります!

さらに3年以内に再発すると**整備管理者は解任**されます!

行政処分等の基準

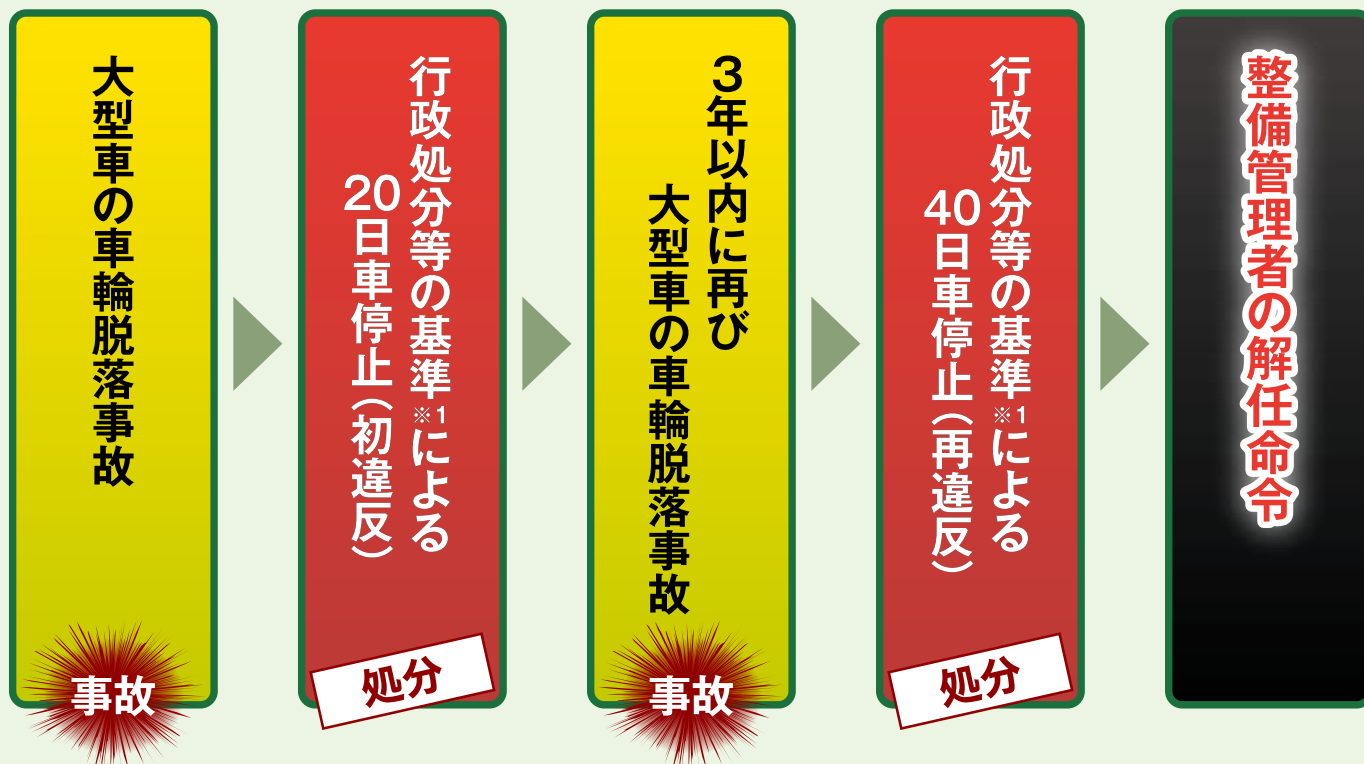
ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落
またはそれらに類する事象に起因する
車輪脱落事故が発生したもの^(注)

車両の使用停止期間

初違反	20日車
再違反	40日車

(注)・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。
・車両総重量8トン以上の自動車に限る。

解任命令の流れ



※1 ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故を発生した場合。ただし、初違反であっても、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合など、従前の規定に違反していた場合には解任命令の対象になり得る場合があります。

解任命令を受けたときの影響

- 1 解任された者は、整備管理者の選任資格要件が2年間なくなります。
- 2 整備管理者を選任していない違反営業所等は、30日間の事業停止処分を受けます※2。

※2 当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ違反を行うと許可の取り消し処分を受けます。

事故防止に向けた整備管理規程の見直し

国土交通省の自動車総合安全情報「点検・整備の推進」のサイトに整備管理規程の例(事業用)が掲載されています。見直しのご参考にしてください。

事業者が取り組む安全対策 ～点検・整備の推進～

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/inspection.html>



「整備管理者の職務」と
「大型車の車輪脱落事故防止措置」
を直して…



「タイヤ脱着
作業管理表(作業要領)」
も直さなきゃ!

